平成２２年（フ）第２３４号
函館市湯川町１丁目３番17号
債務者　豊島　　健
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第１３０号
群馬県太田市飯塚町546番地１　アシストＣ―103号
債務者　ミヤ　イムラン　ムニール
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１１１号
山口県宇部市宮地町12番３号
債務者　河村壽摩子
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１０６５号
名古屋市昭和区川名山町１丁目92番地　川名山荘111号
債務者　前田　欣彦
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０号
三重県度会郡南伊勢町五ケ所浦3879番地１
債務者　太田　博明
1　決定年月日時　平成22年６月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１２０５号
大阪府高槻市神内２丁目21番１号
債務者　本間正二郎
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９８８号
大阪府枚方市牧野阪２丁目19番16号
債務者　清家　正春
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３７４号
大阪府守口市八雲東町２丁目１番14号
債務者　徳永　雅親
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２４５０号
大阪府摂津市三島３丁目15番19―503号
債務者　大森　道代
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２６３４号
大阪府豊中市箕輪２丁目12番19―304号
債務者　潮　ナツエ
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３００９号
大阪府茨木市南安威２丁目８番13―108号
債務者　片岡　和生
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３３１２号
大阪市淀川区西中島４丁目10番２号　ビラ新大阪松野203号
債務者　福田　剛広
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７０３号
大阪市都島区高倉町３丁目11番25号　スパジオ高倉404号
債務者　渡辺　卓哉
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３７５１号
大阪府守口市佐太中町４丁目19番13―117号
債務者　治久丸隆広
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８０４号
大阪市浪速区幸町１丁目３番29―704号
債務者　南雲　政江
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８２７号
大阪市中央区上本町西４丁目１番８―203号
債務者　辻　　寛子（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３８６１号
大阪府東大阪市若江北町２丁目８番30―503号オーナーズマンション若江
債務者　阪本　剛康
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３９０８号
大阪市港区波除２丁目２番19―312号
債務者　濱田　竜生
1　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部